

29-木津中央地区外 境界点・点間距離確認その他測量 特記仕様書

(目的)

第1条 本測量は、木津中央地区外において道路及び宅地等の整備工事等に係る街区点杭打ち・埋標、画地点の埋標測量および、既設境界点の確認等を行うことを目的とする。

(測量の実施範囲)

第2条 本測量の実施範囲は、別添測量箇所図のとおりとする。

(測量の実施概要)

第3条 本測量における実施概要は下記のとおりとする。

1. 4級基準点測量 3点
・街区確定に必要な基準点を設置する。
2. 地積測量図作成 77点
・法務局へ分筆登記申請するための地積測量図を作成する。
3. 画地確定測量(計算) 4画地
・街区確定測量によって作成した街区点を与条件として、切直し計画に沿って分割された個別の宅地および、公共施設用地等を一つの画地とみなして画地確定計算を行う。
4. 画地確定測量(埋標) 102点
・都市機構が指定するコンクリート杭(26点)および、公共施設管理者指定の境界プレート(76点)を埋標する。
5. 街区確定測量(埋標) 110点
・都市機構が指定するコンクリート杭(48点)および、公共施設管理者指定の境界プレート(62点)を埋標する。
6. 点間距離確認測量 365点
・既設境界点の点間距離確認を行う。合わせて、杭の状況を確認する。
7. 街区確定測量(街区点杭打ち) A 37点
・各種工事のため、最寄りの基準点から街区点の測設を行い、工事へ引継ぐ。
8. 街区点確定測量(街区点杭打ち) B 37点
・工事完了後、基準点から街区点の測設を行い精度の確認を行う。
9. 境界点調査 100点
・境界標の埋標状況を現地確認し、埋標写真の整理等を行う。

(注意事項)

第4条 本測量の実施にあたっては、「測量・土質調査業務請負契約書」(以下「業務請負契約書」という。)及び当機構で定めている「測量作業規程及び測量共通仕様書」(平成29年8月制定)並びに本特記仕様書に基づき行うものとする。

- 2 前項に定める事項について疑義が生じた場合は、機構監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 3 業務請負契約書第 15 条第 1 項に定める引渡場所は独立行政法人 都市再生機構西日本支社募集販売センターとする。
- 4 軽微な事項について、本条第 1 項に明示なき事項であっても、本測量にあたり当然必要と認められることは、請負者の負担とする。

(再委託)

第5条 契約書第 7 条に規定する「大部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定、及び成果の照査をいい、委任又は下請負することはできない。

- 2 請負者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る）の各業務を下請負等するにあたって発注者の承諾を要さない。
- 3 請負者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外を下請負等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 請負者は、前項に規定する業務を下請負等する場合、書面により下請負等する者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負等する者に対し下請負等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

なお、下請負等する者が、都市再生機構西日本支社の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、都市再生機構西日本支社の指名停止期間中は、下請負等することができない。

(作業内容)

第6条 測量の作業内容

- (1) 4 級基準点測量
 - ①作業計画 ②選点 ③観測 ④計算整理
- (2) 地積測量図作成
 - ①地積測量図作成
- (3) 画地確定測量（計算）
 - ①計画準備 ②確定計算 ③画地確定図の作成 ④点検整理
- (4) 画地確定測量（埋標）
 - ①計画準備 ②測設の計算 ③現地埋設 ④画地点間距離確認測量
 - ⑤埋標 ⑥点検整理
- (5) 街区確定測量（埋標）
 - ①計画準備 ②現地測設 ③画地点間距離確認測量 ④点検整理
- (6) 点間距離確認測量
 - ①計画準備 ②点間距離確認測量 ③点検整理

- (7) 街区確定測量（街区点杭打ち）A
 - ①計画準備 ②現地踏査 ③測設の計算 ④杭打ち図の作成
 - ⑤現地測設 ⑥中心点及び街区点間距離確認測量 ⑦現地引継ぎ
 - ⑧点検整理
- (8) 街区確定測量（街区点杭打ち）B
 - ①計画準備 ②現地測設 ③中心点及び街区点間距離確認測量
 - ④現地引継ぎ ⑤点検整理
- (9) 境界点調査
 - ①計画準備 ②現地踏査 ③境界点間距離確認測量 ④成果の作成
 - ⑤点検整理

(成果品)

第7条 本測量における納入成果品は次のとおりとする。

なお、成果品は別途指示する製品仕様書の記載事項を踏まえ、作成するものとする。

- (1) 4級基準点測量
 - ①成果表（間接標高値も含む） ②基準点網図 ③観測手簿
 - ④計算簿（点検計算・平均計算） ⑤点の記及び写真（近景・遠景）
 - ⑥精度管理表 ⑦点検測量簿 ⑧平均計算図・点検路線図
 - ⑨その他資料（与点検測資料・地上写真・DWG・SFC・PDF・SIM データ）
- (2) 地積測量図作成
 - ①土地所在図・地積測量図 ②その他資料（DWG・SXF・PDF データ）
- (3) 画地確定測量（計算）
 - ①画地点成果表 ②画地点面積成果一覧表
 - ③画地点計算簿（座標値・辺長・方向角）
 - ④画地面積の確定計算簿 ⑤画地確定測量原図
 - ⑥その他資料（SIM・DWG・SXF・EXL データ）
- (4) 画地確定測量（埋標）
 - ①画地点計算簿（座標値・辺長・方向角） ②画地点間距離確認測量簿
 - ③画地点精度管理表 ④画地点間距離実測図及び埋標図
 - ⑤画地コンクリート杭埋標写真
 - ⑥その他資料（DWG・SFC・PDF・Excel データ）
- (5) 街区確定測量（埋標）
 - ①点間距離確認測量簿 ②精度管理表 ③点間距離実測図及び埋標図
 - ④境界プレート埋標写真 ⑤その他の資料（DWG・SFC・PDF・Excel データ）
- (6) 点間距離確認測量
 - ①画地点間距離確認測量簿 ②画地点精度管理表 ③画地点間距離実測図
 - ④その他資料（出来形調査図）

- (7) 街区確定測量（街区点杭打ち）A
 - ①街区点設置計算簿 ②街区点精度管理票 ③街区点間距離確認測量簿
 - ④街区点間距離実測図 ⑤街区点測設図
 - ⑥その他資料（DWG・SFC・PDF・SIM データ）
 - (8) 街区確定測量（街区点杭打ち）B
 - ①街区点精度管理票 ②街区点間距離確認測量簿 ③街区点間距離実測図
 - ④その他資料（DWG・SFC・PDF・SIM データ）
 - (9) 境界点調査
 - ①境界標の写真 ② その他資料(PDF・Excel データ)
 - (10) 成果品の規格及び部数
 - ①報告書 1部 ②CD-R等 2部
- ※成果品の製本方法やサイズ等については、監督員と協議すること。

（打ち合わせ等）

第8条 本測量の実施にあたっては、機構監督員と密に連絡・打ち合わせを行い監督員の指示に従い実施することを基本とする。

（業務カルテの作成）

第9条 請負者は、請負代金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。提出の期限は以下のとおりとする。

なお、業務カルテの作成にあたっては、別に定める「テクリス登録要領」を参考とする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、契約締結後、10日以内とする。
- (3) なお、履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

（業務成績評定）

第10条 本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することができる。

(誤謬)

第11条 本測量業務完了後においても、成果品に不完全な箇所が発見された場合は、請負者の責任において補正するものとする。

(履行期間)

第12条 履行期間は、本業務の契約日翌日より平成30年7月10日までとする。

以 上

木津中央地区測量箇所図



木津中央地区 測量作業数量表

街区確定測量(中心点及び街区点杭打ち)A	37 点
街区確定測量(中心点及び街区点杭打ち)B	37 点
画地確定測量(埋標)	74 点
プレート	74 点
街区確定測量(埋標)	110 点
プレート	62 点
コンクリート杭	48 点
街区点間距離確認測量	365 点
境界点調査	100 点

南田辺北地区測量箇所図

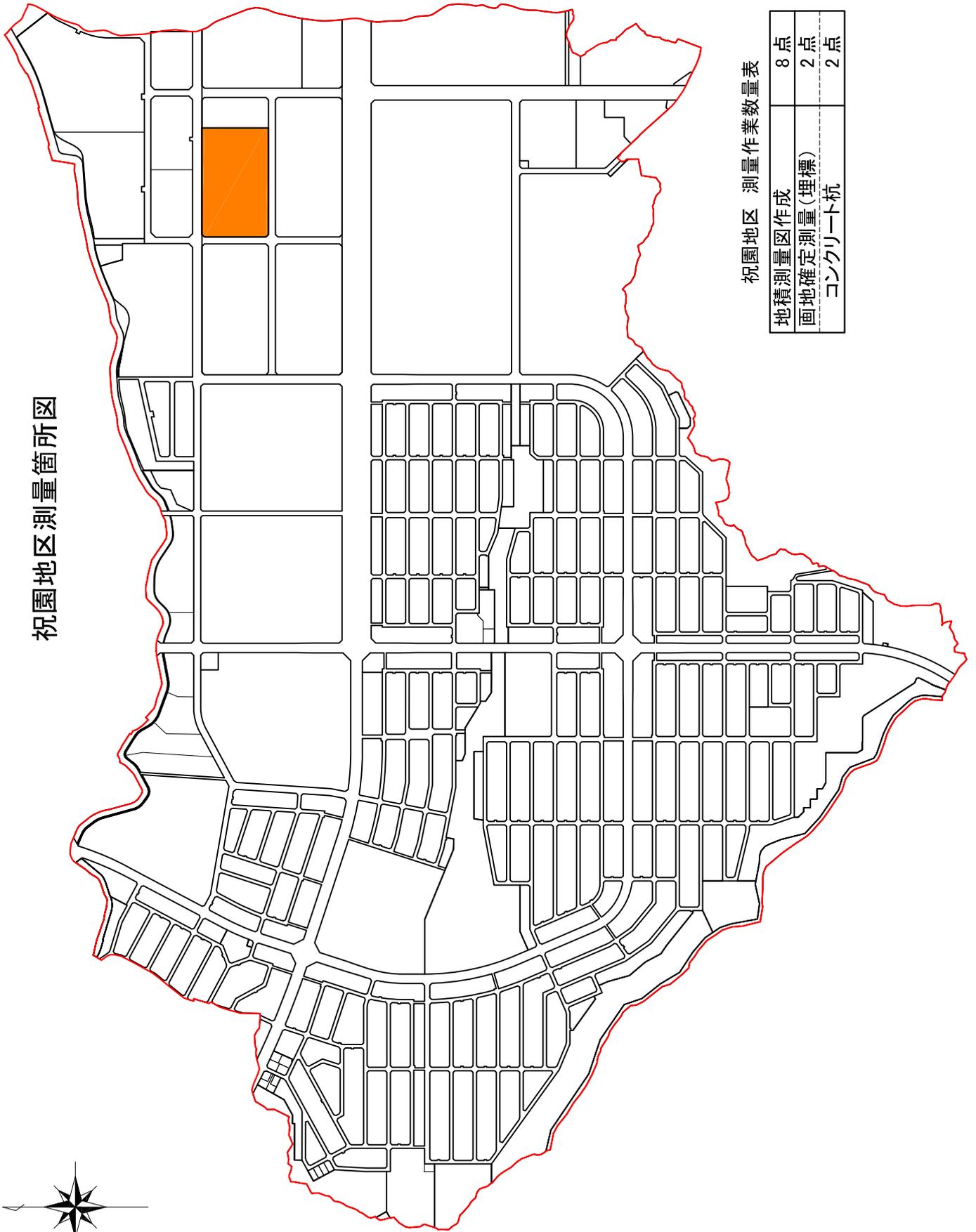


南田辺北地区 測量作業数量表

4級基準点測量	3点
地積測量図作成	69点
画地確定測量(計算)	4画地
画地確定測量(埋標)	26点
プレート	2点
コンクリート杭	24点



祝園地区測量箇所図



祝園地区 測量作業数量表

地積測量図作成	8点
画地確定測量(埋標)	2点
コンクリート杭	2点

